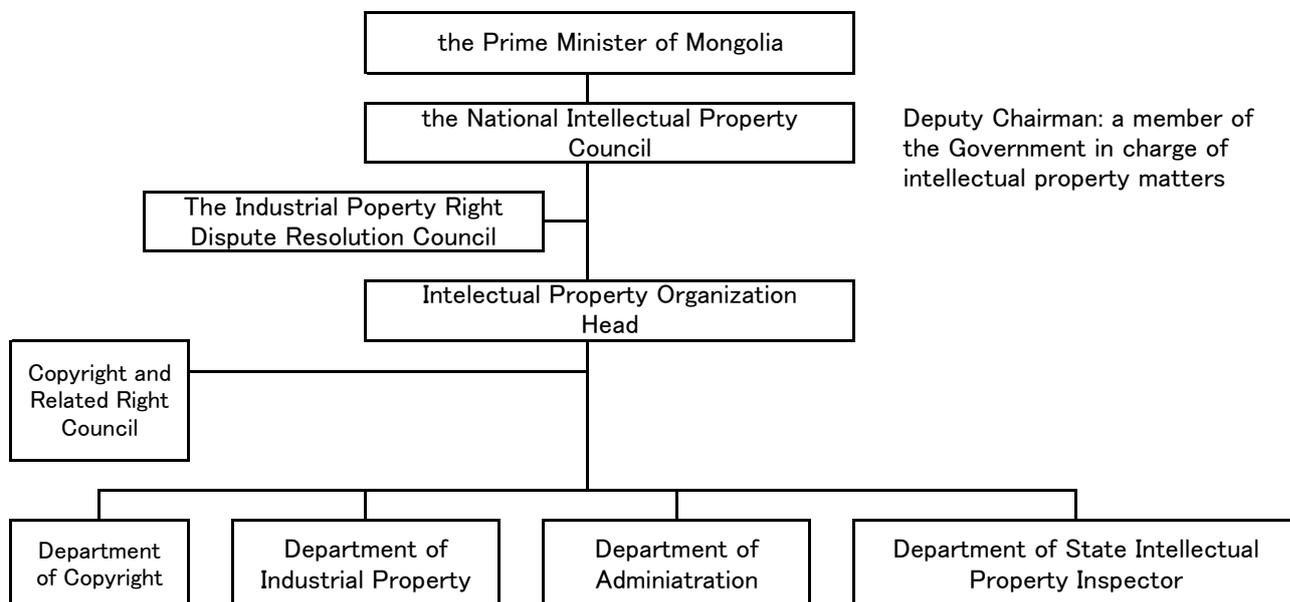


①国名	モンゴル国 (Mongolia, MN)				
②名称	Intellectual Property Organization of Mongolia(IPOM)				
③所在地	Peace avenue 30, 3rd khoroo, Bayanzurkh district, Ulaanbaatar 13381, Mongolia				
④連絡先	(電話) (976 11) 32 76 38				
	(E-mail) ipinfo@ipom.mn (internet) https://www.ipom.gov.mn/en.php				
⑤組織の長	the Head of the Intellectual Property Organization: Mr. Elbegsaikhan Ganbat				
⑥沿革	(1) 1992年2月12日: (複数政党制を認める) 憲法公布				
	(2) 1993年9月1日: 特許法施行				
	(3) 2003年5月2日: 商標法施行				
	(4) 2010年6月10日: 商標法改正				
	(5) 2016年9月1日: 特許法改正				
	(6) 2021年5月6日: 特許法及び商標法改正				
	(7) 2022年6月17日: 知的財産法施行				
⑦所管	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、地理的表示)、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1998/3/12			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	2002/8/25	1985/4/21			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2011/3/3			2002/10/25	2002/10/25
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
				2008/1/19	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1985/4/21	2001/6/16	1991/5/27	2001/6/16	2001/6/16	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
2002/3/16		1997/1/29			

①国名	モンゴル国 (Mongolia, MN)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	170	148	186	192
		(内 外国出願)	86	82	77	80
		(内 日本から)	4	6	1	3
		(内 PCTルート)	80	80	70	76
	実用新案	全数	228	222	173	97
		(内 外国出願)	3	2	3	0
	意匠	全数	332	292	372	329
		(内 外国出願)	152	126	122	153
		(内 日本から)	3	16	7	16
	商標	全数	4,074	3,940	4,322	3,622
		(内 外国出願)	2,500	2,270	2,104	1,970
		(内 日本から)	164	139	127	92
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	177	124	186	118
		(内 外国出願)	108	75	117	76
		(内 日本から)	10	5	2	8
		(内 PCTルート)	105	66	112	73
	実用新案	全数	166	197	107	59
		(内 外国出願)	2	3	3	0
意匠	全数	272	234	209	288	
	(内 外国出願)	157	133	105	141	
	(内 日本から)	3	16	2	19	
商標	全数	4,213	3,803	3,481	4,024	
	(内 外国出願)	2,960	2,518	2,330	2,288	
	(内 日本から)	217	159	138	143	
出典: WIPO IP Statistics Data Center						

⑫ 組 織

<組織図>



(出典、2022.6.23) : <https://drive.google.com/file/d/1YXrwSHJpjTeX-qsUomH5FQG-Xsc6CPlc/view>
及び 知的財産法第9条～第11条

①国名	<p style="text-align: center;">モンゴル国 (Mongolia, MN)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年6月17日改正：知的財産法 2021年5月6日改正：特許法
	③地理的効力の範囲	モンゴル国内 (特許法第47.2条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者及びその承継人。 (特許法第11.1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。定住しないモンゴル国民又はモンゴル国において活動に従事しない外国人、無国籍者又は外国法人は、知的所有権代理人に代理させなければならない。知的所有権代理人のライセンスは、知的財産機関によって発行される。(特許法第15.3条、知的財産法第16条)
	⑦出願言語	モンゴル語。他の言語による明細書、クレーム及び要約書は2月以内(1月の延長可)に翻訳文を提出しなければならない。(特許法第16.3条～第16.5条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第40.1.1条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第5.2条)
	⑩グレースピリオド	有。出願日前12月以内に、発明者又は情報を取得した者が出願人の同意なしに当該情報を公にした場合は、新規性に影響を及ぼさない。(特許法第5.3条)
	⑪非特許対象	(1) 自然法則を利用しない発明(特許法第3.1.17条) (2) 産業上、利用できない発明(特許法第5.1条) (3) 発見、科学理論及び数学的方法 (4) コンピュータプログラム、アルゴリズムのみ (5) 経済及び事業活動、教育、精神行動並びにゲームのためのスキーム、規則及び方法 (6) 建物、土地及び場所の計画及び整備 (7) 製品の外観設計及び形状に関連する芸術的解決手段 (以上、特許法第6条) (8) 公序良俗、人及び動物の健康並びに環境に反する場合 (9) 微生物以外の植物及び動物及びその品種並びに植物及び動物及びその品種を製造する本質的に生物学的な方法 (10) 植物品種及び動物品種 (11) 人又は動物の生体の治療的及び外科的処置のための方法 (以上、特許法第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。知的財産機関は方式審査終了後、発明調査報告書を9月以内に出願人に送付し、出願人は調査報告書受領後3月(3月延長可)以内に補正することができる。(特許法第24条) 審査請求後、調査報告書を根拠とせず、審査官が実体審査を行う。審査官の見解書から1月(3月の延長可)以内に応答しなければならない。(特許法第25条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から15月以内。 (特許法第25.2条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。調査報告書が出願人に提供された日から30日以内に公開される。 (特許法第24.6条)
	⑯異議申立制度の有無	有。実体審査で特許査定になってから30日以内に公告される。(特許法第25.5条) 公告日から3月以内に、利害関係人が異議を申し立てることができる。(特許法第38.1条) 異議決定に不服の場合には紛争解決委員会に不服申立できる。(特許法第38.4条)
	⑰無効審判制度の有無	有。法的利益を侵害された者が紛争解決委員会に無効を請求することができる。 (特許法第49.1条)

①国名	モンゴル国 (Mongolia, MN)		
特許制度	⑱実施義務	有。社会的必要性があり5年間不実施の場合、利害関係人は知的財産機関に適切な対価とともに強制ライセンスを請求することができる。知的財産機関はライセンス拒絶の正当な理由等を審査の上、決定を下す。(特許法第52条)	
	⑲費用 単位 MNT (トゥグルグ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		庁手数料	
		出願手数料(5クレームまで)	35,000 MNT
		追加出願手数料(1クレームあたり)	5,000 MNT
		登録料(登録から3年間の費用を含む)	50,000 MNT (印紙代を含む)
		[特許権維持に掛かる費用](維持年金)	
		印紙代	
		5年次まで	40,000 MNT
	6年次～10年次	60,000 MNT	
11年次～15年次	80,000 MNT		
16年次～20年次	120,000 MNT		
⑳料金減免措置の有無	無。		
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。		

①国名	<p style="text-align: center;">モンゴル国 (Mongolia, MN)</p>	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2022年6月17日改正：知的財産法 2021年5月6日改正：特許法
	③地理的効力の範囲	モンゴル国内 (特許法第47.2条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	考案者及びその承継人。 (特許法第11.1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。定住しないモンゴル国民又はモンゴル国において活動に従事しない外国人、無国籍者又は外国法人は、知的所有権代理人に代理させなければならない。知的所有権代理人のライセンスは、知的財産機関によって発行される。(特許法第15.3条、知的財産法第16条)
	⑦出願言語	モンゴル語。他の言語による明細書、クレーム及び要約書は2月以内(1月の延長可)に翻訳文を提出しなければならない。(特許法第16.3条～第16.5条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (特許法第40.1.2条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第5.2条、第8.2条)
	⑩グレースピリオド	無。
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) コンピュータプログラム、アルゴリズムのみ (3) 属していないもの並びにその方法の製品 (4) 建物、土地及び場所の計画及び整備 (5) 製品の外観設計及び形状に関連する芸術的解決手段 (以上、特許法第6条) (6) 公序良俗、人及び動物の健康並びに環境に反する場合 (7) 微生物以外の植物及び動物及びその品種並びに植物及び動物及びその品種を製造する本質的に生物学的な方法 (8) 植物品種及び動物品種 (9) 与えることなく苦しませる虞があるもの及びその方法により育成された動物 (以上、特許法第7条) (10) 産業上、利用できない考案(特許法第8.1条) (10) 方法 (11) 物質、組成物及び化学組成物 (以上、特許法第10条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。知的財産機関は方式審査終了後、発明調査報告書を1月以内に出願人に送付し、出願人は調査報告書受領後3月(3月延長可)以内に補正することができる。(特許法第24条) 調査報告書完成から3月以内に、審査官が実体審査を行う。出願人は審査官の見解書から30日以内に応答しなければならない。(特許法第26条、第39.2条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。実体審査後の公告はある (特許法第26条)
	⑯異議申立制度の有無	有。実体審査で特許査定になってから30日以内に公告される。(特許法第25.5条) 公告日から3月以内に、利害関係人が異議を申し立てることができる。(特許法第38.1条) 異議決定に不服の場合には紛争解決委員会に不服申立できる。(特許法第38.4条)
	⑰無効審判制度の有無	有。法的利益を侵害された者が紛争解決委員会に無効を請求することができる。 (特許法第49.1条)
	⑱実施義務	有。社会的必要性があり5年間不実施の場合、利害関係人は知的財産機関に適切な対価とともに強制ライセンスを請求することができる。知的財産機関はライセンス拒絶の正当な理由等を審査の上、決定を下す。(特許法第52条)

①国名	モンゴル国 (Mongolia, MN)	
実用新案 制度	⑱費用 単位 MNT (トゥグルグ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		庁手数料
		出願手数料(5クレームまで) 25,000 MNT
		追加出願手数料(1クレームあたり) 5,000 MNT
		登録料 50,000 MNT(印紙代を含む)
	[実用新案権の権利維持に掛かる費用](維持年金)	
	⑳料金減免措置 の有無	無。
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。	

①国名	<p style="text-align: center;">モンゴル国 (Mongolia, MN)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年6月17日改正: 知的財産法 2021年5月6日改正: 特許法
	③地理的効力の範囲	モンゴル国内 (特許法第47.2条)
	④他国制度との関係	ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者及びその承継人。 (特許法第31.1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。定住しないモンゴル国民又はモンゴル国において活動に従事しない外国人、無国籍者又は外国法人は、知的所有権代理人に代理させなければならない。知的所有権代理人のライセンスは、知的財産機関によって発行される。(特許法第32.2条、知的財産法第16条)
	⑦出願言語	モンゴル語。他の言語による意匠は2月以内(1月の延長可)に翻訳文を提出しなければならない。(特許法第33.3条～第33.5条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。 (特許法第41.1.3条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第5.2条、第28条)
	⑩グレースピリオド	有。出願日前6月以内に、創作者、出願人又は出願人の同意なしに情報を取得した者が公然に実施した場合は、新規性に影響を及ぼさない。(特許法第28.4条)
	⑪不登録対象	(1) モンゴル及び外国の国章、国旗、記号等並びにモンゴルの国家機関の公の記号、証明、監督用の記号、通貨等又はこれらに類似する図案 (特許法第29条) (2) 意匠の解決手段が物品の技術的又は基本的目的に関連する場合 (3) 意匠が登録商標から成る場合 (4) 意匠が著作権を侵害する場合 (5) 公序良俗に反する場合 (以上、特許法第30条)
	⑫実体審査の有無	有。新規性、外面的審美性が創造的特徴を有するか否か及び不登録事由の実体審査。 (特許法第28条、第29条、第30条、第37条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。意匠の図は、意匠の新規かつ固有の特徴を「完全」に含む。 (特許法第33.9条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。意匠の図は、意匠の新規かつ固有の特徴を「完全」に含む。(特許法第33.9条) ただし、同一出願には国際分類が同一の意匠を最大50含むことができる。(特許法第33.10条)
	⑱意匠分類	ロカルノ協定加盟国。 (特許法第33.2条)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願日から9月後以内に実体審査の見解書が出願人に送付され、当該送付日から30日以内に公開される。 (特許法第37.2条、第37.3条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。公告日から3月以内に、利害関係人が異議を申立てることができる。 (特許法第38.1条)
	㉒無効審判制度の有無	有。法的利益を侵害された者が紛争解決委員会に無効を請求することができる。 (特許法第49.1条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	<p style="text-align: center;">モンゴル国 (Mongolia, MN)</p>			
意匠制度	④費用 単位 MNT (トゥグルグ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">庁手数料</td> </tr> </table>		庁手数料
			庁手数料	
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">出願手数料(5意匠まで)</td> <td style="text-align: right;">35,000 MNT</td> </tr> </table>	出願手数料(5意匠まで)	35,000 MNT
		出願手数料(5意匠まで)	35,000 MNT	
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">追加出願手数料(1意匠あたり)</td> <td style="text-align: right;">3,000 MNT</td> </tr> </table>	追加出願手数料(1意匠あたり)	3,000 MNT
		追加出願手数料(1意匠あたり)	3,000 MNT	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">登録料(登録から5年間の費用を含む)</td> <td style="text-align: right;">65,000 MNT(印紙代を含む)</td> </tr> </table>	登録料(登録から5年間の費用を含む)	65,000 MNT(印紙代を含む)		
登録料(登録から5年間の費用を含む)	65,000 MNT(印紙代を含む)			
[意匠権の権利維持に掛かる費用](維持年金)				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">印紙代</td> </tr> </table>		印紙代		
	印紙代			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">6年次～10年次</td> <td style="text-align: right;">80,000 MNT</td> </tr> </table>	6年次～10年次	80,000 MNT		
6年次～10年次	80,000 MNT			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">11年次～15年次</td> <td style="text-align: right;">120,000 MNT</td> </tr> </table>	11年次～15年次	120,000 MNT		
11年次～15年次	120,000 MNT			
⑤料金減免措置の有無	無。			

①国名	<p style="text-align: center;">モンゴル国 (Mongolia, MN)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021年5月6日改正:商標法
	③地理的効力の範囲	モンゴル国内 (商標法第2.1条)
	④他国制度との関係	マドリッド協定議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体、証明、地理的表示、 (商標法第3.1.1条～第3.1.4条)
	⑥商標の種類	語、図形、文字、数字、立体的形状、色彩、音、香り又はそれらの組合せ。 (商標法第4条)
	⑦出願人資格	自然人及び法人 (商標法第6.1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6.7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。出願人又は知的所有権代理人が出願する。(商標法第6.2条) 代理する場合の知的所有権代理人は知的財産機関からライセンスを与えられた者 (商標法第31条)
	⑪出願言語	モンゴル語。 (商標法第6.1条) 尚、文字商標がキリル文字以外であると翻訳文を提出しなければならない。(同法第6.5.11条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標登録の存続期間は出願日から10年間であり、10年ごとに更新することができる。 (商標法第9.3条)
	⑬「グレースピリオド」	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性を欠くもの(商標法第5.1条各号) (2) モンゴル及びその同盟国の紋章、記章等(商標法第5.2.1条、第5.2.3条) (3) モンゴル国の勲章、メダル、証明又は監督用の印章若しくは記号等(商標法第5.2.3条) (4) 商品・役務の性質、品質、原産地等の特性について需要者が誤認する虞のある表示 (商標法第5.2.5条) (5) 同一又は類似の商品・役務について、同一又は類似の標章が、モンゴル国で登録又は出願されているもの(商標法第5.2.6条、第5.2.7条) (6) 商品・役務に拘らず、モンゴル国で周知となっている商標と同一又は類似であり、その使用が需要者を誤認させる恐れがあり、当該周知商標の名声から利益を得、その名声を害するか不利益をもたらす場合。(商標法第5.2.8条) (7) モンゴル国の著名な著作権等又は工業所有権に明らかに抵触する場合。(法第5.2.9条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。関連分野においてモンゴル国の領域内で周知となっている商標 (商標法第3.1.13条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第8.9条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。不登録事由の実体審査を行う。 (商標法第8.3条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。登録商標は登録簿に公告される。 (商標法第9条)

①国名	<p style="text-align: center;">モンゴル国 (Mongolia, MN)</p>		
商標制度	②異議申立制度の有無	無。	
	③無効審判制度の有無	有。利害関係人は紛争解決委員会に無効を申し立てることができる。 (商標法第33.2条)	
	④不使用取消制度の有無	無。	
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標法第3.1.17条)	
	⑥図形要素の分類	無。	
	⑦譲渡要件	無。書面の契約による。設定登録により移転の効力が生じる。 (商標法第16条)	
	⑧費用 単位 MNT (トゥグルグ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		庁手数料	
		出願手数料(3区分まで)	50,000 MNT
		追加出願手数料(1区分あたり)	5,000 MNT
		登録料	55,000 MNT(印紙代を含む)
		[商標権の維持に掛かる費用]	
		印紙代	
基本更新手数料(3区分まで)	80,000 MNT		
追加手数料(1区分ごと)	3,000 MNT		
⑨料金減免措置の有無	無。		